

元第3号陳情 学童保育所運営業務の民間委託に関する陳情

受 理 年 月 日 令和元年8月26日

陳 情 者 東大和市芋窪1-1998-31
市民のための市政をつくる会
代表 田中 清春
東大和市向原6-1389-3
市民のための市政をつくる会
事務局長 柳下 進

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

東大和市の学童保育所運営業務の民間委託、令和2年4月導入は取りやめ、十分な検討を求めるもの。

陳情理由

1. 学童保育所運営業務の民間委託の是非は、東大和市、東大和市議会だけで判断するのではなく、保護者、学童保育所職員代表、市民代表、学識経験者からなる会議を開催して慎重に検討すべきである。また当然のことながら当事者としての学童から現状について聞くべきである。

東大和市が予定している、保護者説明会・学童保育所職員向け説明会の実施で済ます事柄ではない。

2. 東大和市の予定では、学童保育所運営業務の民間委託については、令和元年6月第2回市議会定例会全員協議会にて説明、同年11月に委託業者選定となっている。
なぜこのように急がなければならないのか。
余りにも急ピッチで強引かつ乱暴な進め方と言わざるを得ない。

3. 学童保育所運営業務の民間委託にあたっては、学童保育の質を守ることは論をまたない。東大和市には学童保育の質を守るためのガイドラインがあるのか。あった

としても民間委託に先駆けて、保護者、学童保育所職員代表、市民代表、学識経験者で再チェックすべきである。ないとしたら、上記当事者で作成することから始めるべきである。

4. 東大和市は「学童保育所運營業務の委託について」という資料の中で、現状と課題として嘱託職員の確保が困難、支援を要する児童への対応等の課題を上げている。

一方、来年度から「会計年度任用職員制度」が導入され、臨時職員、嘱託職員の報酬・手当や休暇・休業等勤務条件が改善される。任期は会計年度を超えない1年以内とされているが、これを除けば、勤務条件は正規職員に近づくため、これらにより雇用環境も変わるはずである。せつかく地方公務員法等の一部改正という追い風があるにもかかわらず、民間委託とはもったいない話である。当然のことながら経過を見るべきである。

さらに、「支援を要する児童への対応や複雑な家庭環境等を踏まえた保護者への対応、関係機関との調整等、保育の質のさらなる向上が求められている」との課題については、正に東大和市が直接の当事者となり、対応し事に当たるべきである。直視、直接行うべきテーマであり、民間委託に求めるものではない。(必要性に応じ庁外の専門家と対応すればよい)

5. 「学童保育所運營業務の委託について」の資料内容に不明・疑問な点がある。慎重に内容を検討すべきである。

事業者からの提示金額について

	新たなサービスを含めた委託	現行のサービスのままの委託
A事業者	1億9,737万円	1億9,320万円
B事業者	1億8,411万円	1億6,981万円
C事業者	2億7,426万円	2億6,227万円

まずは、この金額のバラツキに単純に驚きと疑問がある。東大和市からの仕様書に基づいたものか否か。それらが的確に反映された結果なのか否か。これで東大和市の描く学童保育の質が守られるのか。

また、新たなサービスを含めた委託となると学童保育料が上がることは容易に推察される。これによる弊害の対応も検討されているのか。

また、効果等の欄には、
民間事業者の経験及び創意工夫、保護者からのニーズ云々
突発的な欠員が生じた場合であっても代理の事業者が配置され云々
事業者のスケールメリットによる、社内外の多様な研修云々
(全文は添付の学童保育所運営業務の委託について、を御参照ください)

さらには、業務改善として
会計年度任用職員の労務管理が軽減される

等とある。

このような程度の効果、改善等で民間委託をする必要性や意味があるのか。妥当なのかを市民、市議会、東大和市の3者で徹底的に議論し検討すべきである。

6. 東大和市の予定には、「プロポーザル方式による事業者募集開始、委託業者選定」とある。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施がない。なぜ行わないのか疑問がある。

大切な学童にかかわることでもあり、これを公開で行い保護者、学童保育所職員、市民の了解を得る手続は当然行われるべきである。

7. 学童保育所運営業務の民間委託にあたり、「現行の嘱託職員及び臨時職員が希望した場合、民間事業者による採用手続を経た上で、引き続き雇用が可能となる。」と東大和市は記載している。

これについて、東大和市は雇用条件についてどの程度関与し、把握できるのか。という問題がある。

人口激減が迫る中、業務委託による外製化を図ることの是非を検討すべきである。

要は市民の雇用条件が良化する職住近接のまちづくりによる市の地力づくりを行うべきである。